

包括外部監査結果報告書
(概要版)

令和3年度

新潟市

新潟市包括外部監査人
弁護士 今井慶貴

第1 包括外部監査のテーマ

教育委員会及び市立学校における事務の執行について

第2 テーマ選定理由

新潟市は、平成18年度に「新潟市教育ビジョン 基本構想・基本計画」を策定し、「政令市新潟」が目指すべき将来像を描く中で、次代の新潟を支え、世界に羽ばたく心豊かな子どもを育み、市民が学び育つ社会づくりのための、教育の方向とあり方を明確にした。

上記教育ビジョンの第4期実施計画（令和2年度から令和6年度まで）では、「これからの社会をたくましく生き抜く力の育成～学・社・民の融合による人づくり、地域づくり、学校づくり～」を中心的なテーマとして、基本計画を受けて実施する事業計画を示している。

教育事業は、次代の社会の担い手を育成するものであって、その重要性はいうまでもないが、財政面においても、新潟市の令和2年度一般会計予算（当初予算）における教育費は約595億円であり、歳出全体（約3,910億円）に占める割合は約15.2%とその比重は小さくない。

他方で、少子化による児童・生徒の減少、格差社会における子どもの貧困問題、教職員の働き方の見直し、超スマート社会における教育のあり方など、多様な社会背景や解決すべき課題を抱えていることも、また周知のとおりである。

こうした教育の重要性や現状に鑑みると、教育に関する事務の執行が適法かつ有効・適切になされているかを包括外部監査人の立場から検証することは、市民にとって有意義なことであると考えた。

以上の理由で、「教育委員会及び市立学校における事務の執行について」を特定の事件として選定した。

第3 監査の対象

教育委員会事務局及び市立学校

第4 監査対象期間

令和2年度

但し、必要がある場合は、上記以外の年度も対象とする。

第5 監査の要点

- (1) 「新潟市教育ビジョン」の進捗状況はどのように評価されており、どのような課題があるか。
- (2) 各事務事業は、法令・条例・規則・要綱等を遵守して行われているか。
- (3) 各事務事業は、目標の達成に向けた、経済的、効率的、有効なものとなっているか。
- (4) 教育委員会、同事務局、各学校における役割分担及び連携の状況はどうか。

第6 外部監査人の補助者の職・氏名

公認会計士・酒井真人、弁護士・朝妻太郎、弁護士・鈴木孝規

第7 学校財務に関する実態調査

監査の一環として、学校財務に関する新潟市立学校に共通する課題を分析・検討するため、新潟市立の全学校（小学校 106 校、中学校 56 校、特別支援学校 2 校、高等学校 2 校、中等教育学校 1 校）を対象として、Web アンケートの方式による実態調査を実施した。

質問事項は、回答者に関する事項（学校名、校長氏名、教頭氏名、事務職員氏名、校種）と、令和 2 年度の学校配当予算（公費）の執行状況、諸校費（学校預り金）の徴収・管理状況、学校財務監査等への対応状況、教職員の働き方改革（多忙化解消）への対応状況、施設・備品の管理、ICT・情報セキュリティ関係、学校財務事務の改善に向けてといった項目についてである。

第8 包括外部監査の結果

* 指摘と意見の意義

「指摘」事項は、「財務に関する事務の執行等において違法又は不当があるなど是正・改善を求めるもの」である（地方自治法 252 条の 37 第 5 項の「監査の結果に関する報告」に相当する。）。法令、条例、規則等（以下「法令等」という。）の形式的又は実質的な違反がある場合（違法行為）はもとより、違法とは言えないものの法令等の運用の仕方が不十分又は不適切である場合（不当行為）も「指摘」の対象に含まれる。

「意見」事項は、「組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるもの」であり、い

いわゆる「3E 監査」(Economy＝経済性、Efficiency＝効率性、Effectiveness＝有効性)の観点から、包括外部監査人が記載することが適当と判断したものである(同法 252 条の 38 第 2 項の「監査の結果に関する報告に添えて提出する意見」に相当する。)

第1 学校現場の財務事務

1 公費(公会計)に関する財務事務

(頁数)

1	予算執行管理の形骸化	各学校において「年間執行計画表」及び「年間執行状況表」は作成されているものの、予算の変更があっても計画表の変更がなされなかったり、計画に基づく執行状況の確認が不十分であるなど、計画的な予算執行を行う上で実際に有効活用されているのか疑問が残る事例が散見された。現行の様式等の見直すべき点や運用における問題点の有無等について、学校現場の意見を聞く機会を設けるべきである。	指摘1	学校、学務課	97
2	納品日・発注日等の記載の誤り	図書の納品書で検収日が納品日より前の日付になっていたり、消耗品の購入で支払年月日が発注日より前の日付になっているなど、納品日や発注日等が実際の日付とは異なると思われるものが散見された。	指摘2	学校、学務課	100
3	帳票類の記載誤り	修繕工事実施後に作成される検査調書の工事金額の記載に誤り(実際の工事金額は324,500円[税別]であるが、検査調書では58,289円と記載)があるものが見受けられた。	指摘3	学校、施設課	100
4	納品後請求書発行が遅滞する納入業者への対応	学校図書を購入する際に、納入業者による請求書の発行の遅延により代金支払いが納品後4か月後となっている事例が認められた。納品から代金支払いまでの間が長期間に及ばないよう、各納入業者に対しては、商品納品後速やかに請求書を発行するよう促すことが必要である。	意見1	学校、学務課	101
5	支払手続のスケジュールの緩和	会計課による公費支払スケジュールの関係により、事務職員による財務会計システムへの入力日の限定や学務課による短期間のチェックを要する状況が大きな負担となっており、学校現場等から改善を求める声が強い。例えば、代金支払時期を30日以内とする書面を作成するなど、支払手続のスケジュールを緩和するための方策を検討すべきである。	意見2	学務課	102
6	不適切な備品登録処理	学校において、備品管理システムへの登録が会計年度内に行われていない事例や登録内容(取得価格等)が不適切な事例など、備品の登録が適切に行われていない事例が散見された。	指摘4	学校、学務課、施設課、保健給食課	104

7	備品の現物確認の不実施と備品番号票の未貼付	学校において、備品管理簿に記載されている備品について、現物の全部又は一部の確認が実施されていない事例(実施された場合でも、現物確認の実施日、確認者、確認結果などの証跡を記録していない事例)や、備品番号票が備品に貼付されていない事例が散見された。	指摘5	学校、学務課、施設課、保健給食課	106
8	会計年度末現在等の備品管理簿の未整備	学校において、備品管理システムに登録された備品の明細書となる会計年度末現在の備品管理簿のデータ又は紙面による保存がなされることが望まれる。少なくとも、現物確認の基準日現在など、会計年度中の一定時点における備品管理簿の整備と保存は行うべきである。	意見3	学校、学務課、施設課、保健給食課	108
9	切手等受払簿による管理の不備	切手等受払簿の残枚数が、実在する切手の枚数と本当に一致していたのか疑問が生じた事例及び校長による決裁に不備がある事例が散見された。	指摘6	学校、学務課	109

2 学校預り金(私会計)に関する財務事務

10	未納金回収体制の不備	諸校費(預り金)の未納金の回収手段について、学校からの電話や文書による督促及び就学援助費の校長委任(強制委任)に限られており、それでも回収できない未納金の処理方法が明確になっていない。学校現場の負担となっているほか、過去の事務職員による不祥事事例も未納金の回収困難に端を発している形跡がある。例えば、①学校が預らずに保護者と業者とのやりとりにする、②前払いとし未納者に対する給付をしない、③給食費と同様に補てん金制度を導入する、④公会計化する、といった方法の是非を含めて検討されるべきである。	指摘7	学校人事課	115
11	教材納入業者に対する支払遅延	預り金から学校が一括して購入する副教材等について、納品後の支払いが遅延している事例(長いものだと、4月納品12月支払)が散見され、実態調査でも納品後3か月超の支払いがある学校が80%超に及んでいる。保護者から徴収してからの支払いとなるのが原因であるが、納入業者に負担を強いているため、「公会計化」や「保護者による納入業者への直接払い」がその是非も含めて検討されるべきである。	指摘8	学校、学校人事課	118
12	通帳管理の徹底	実態調査によれば、学校に関連するすべての預金通帳を網羅した一覧表(デジタルデータを含む)を作成し、管理職・事務職員間で共有されている学校は全体の6割弱にとどまる。過去の不祥事事例では、周辺の通帳からの不適切な引出しがみられたことから、通帳一覧表の作成及び共有が必要である。	意見4	学校、学校人事課	119
13	預り金監査体制の強化	諸校費(預り金)の会計監査担当者は大半がPTA関係者や保護者であることから、監査が実効的に行われるように監査体制の強化が望まれる。例えば、会計監査担当者のために監査に際してのチェックポイント等の説明書面を用意したり、管理職や教職員を対象に過去の不適切事例をもとにした実践的な研修や会計専門家による研修等を行うといった工夫が考えられる。	意見5	学校、学校人事課	120

3 学校財務事務監査

14	決算書と燃料費支出内訳表の不一致	学校から学務課に提出された決算書に計上されている燃料費の決算額と燃料費支出内訳表の合計金額が一致していない例が散見されたが、金額の訂正等を求めている。決算上の不正や誤謬が原因となっている可能性を考えると、差替えや訂正などの対応を求めるべきである。	指摘9	学務課	126
15	学校財務監査検査票の総括の不実施	学校から学務課に提出された学校財務監査検査票の「監査結果」や「指摘事項」の記入欄が空欄になっていたり、検査票の検査項目に「否」のチェックがある検査票が提出されているものの、学務課において結果の総括や学校に対する指導監督は行われていない。検査票提出の意味合いについての学校側と学務課側との認識のずれも見受けられた。	指摘10	学務課	127
16	指摘事項と指導事項の定義及び運用	学校財務事務監査の結果について、指摘事項と指導事項の定義づけが明確とされていない。新潟市ホームページで結果が公表されているのは指摘事項のみである等の違いもあるので、定義を明確にすることが望ましい。	意見6	学務課	128
17	事務局各課における情報共有・連携	学校財務事務監査は、学務課、施設課、保健給食課、教育職員課の4課で同一機会に行われているが、他課の結果は共有されず、学校に対する結果通知も各課ごとに行われている。学校預り金の事務処理については、学校人事課の所管事項として別に取り扱われている。事務局各課における情報共有と連携が密に行われることが望まれる。	意見7	学務課、施設課、保健給食課、教育職員課、学校人事課	129

第2 児童・生徒に対する経済的・教育的支援

1 児童・生徒に対する経済的支援

18	滞納奨学金の法的回収の不実施	奨学金の延滞債権について、文書や電話による催告を繰り返すのみであり、必要な法的回収手段が講じられていない。徴収停止や履行期限の延長等をせずに漫然と文書や電話による催告を繰り返すのではなく、民事訴訟や支払督促等が相応しい事案については、納税課債権管理室の支援を受けつつ、積極的に法的回収手段を講じるべきである。	指摘11	学務課	131
19	滞納奨学金の債権放棄処理の遅延	奨学金の借受人及び連帯保証人の破産免責が確定したのに長期間債権放棄の処理が行われていない事案があった。このような場合、延滞債権の債権放棄の処理が速やかに行えるような十分な債権管理体制の確立が望まれる。	意見8	学務課	132
20	奨学金の連帯保証人要件の確認不足	奨学金の連帯保証人について定められている要件のうち、一般的に連帯保証人の申告によらなければ把握できないものについて、その確認が十分にされていない実情が見受けられた。連帯保証人に自ら要件を充足することを誓約書等において表明保証させるような仕組みとすることが考えられる。	指摘12	学務課	133

21	奨学金の返還猶予事由の確認不足	奨学金の返還猶予事由該当性の確認が不足している事例が見受けられた。具体的には、失業の場合における世帯の総収入額が生活保護基準以下であることの確認がなされた事実が書類上確認できなかった。	指摘13	学務課	134
22	奨学金返還特別免除申請書の連帯保証人欄の不備	奨学金返還特別免除申請書の連帯保証人欄について、連帯保証人による署名がなされておらず、主債務者の代筆によるものが見受けられた。免除申請における連帯保証人の申請の必然性がないことや、代筆の容認による連帯保証人欄の形骸化に鑑みれば、連帯保証人の署名欄の削除を検討すべきである。	指摘14	学務課	135
23	特別支援学校就学奨励費の助成申請手続の不備	特別支援学校就学奨励費の助成申請書の訂正方法が不適切（訂正印が押印されていない）であったり、口座振替申込書の校長職印の押印漏れがある事例が見受けられた。担当者による訂正の場合には申請者に確認した事実を付記することや、押印欄は押印するか、不要な押印欄は廃止することが適当である。	指摘15	学務課	136

2 児童・生徒に対する教育的支援

24	男女平等教育の推進における成果指標の設定	男女平等教育推進事業は、新潟市教育ビジョン（第4期実施計画）の基本施策6「人権を守り共に支え合う社会の推進」の一事業であるが、他の事業と異なり、成果指標が設定されていないので、設定されることが望ましい。	意見9	学校支援課	137
25	理科実験準備等支援事業における理科支援員出勤簿及び実績表の不備	理科支援員出勤簿及び実績表について、数か月間にわたり総勤務時間数の合計の記載が常に誤っていた事案が見受けられた。明らかな記載内容の誤りにもかかわらず校長の確認印が押印されており、適切な校内チェックや学校支援課から学校に対する注意がなされていなかった。	指摘16	学校支援課	138
26	スクールガードリーダー活動報告書の不備	スクールガードリーダー配置事業において、スクールガードリーダーが作成する活動報告書について各日の活動時間の合計時間と記載された総活動時間とが一致しないものが学校支援課に提出され、担当職員の確認印が押印された後、謝礼の支払いがなされた事案が見受けられた。	指摘17	学校支援課	139
27	複数単価契約における見積合わせに関するルール明文化	児童生徒の通学手段を確保するための通学対策事業における通学バス運行業務委託について、複数単価契約がとられている。新潟市においては、複数単価契約時に見積合わせによる随意契約となること、及びその場合の見積合わせの運用方法について明文化されたものはない。何らかの形で明文化したルールを制定するとともに対外的な周知が行われるよう、教育委員会から契約課へ問題提起されたい。	指摘18	学校支援課	140
28	見積調書の記載誤り	新潟市北区のA小学校通学バスに係るワゴン車レンタル業務の見積合わせについて、見積調書の予定価格と見積書比較価格の記載が逆になっていたほか、件名も小学校の「小」の字が欠落している記載誤りが見受けられた。	指摘19	学校支援課	141
29	入札調書の記載誤り	新潟市西区のA小学校通学バス運行業務委託に関し、BCDE4者の入札があり、D社が落札、C社が最低制限価格未満の入札で無効となったところ、入札調書にはB社の入札が無効と記載される誤りが見受けられた。	指摘20	学校支援課	142
30	相談需要増に対する人員配置の計画的実施	不登校や特別支援の相談実績等によれば、将来の相談件数の増加が見込まれるので、こうした見込みを考慮のうえ、教育相談センター（特別支援教育サポートセンターを含む）における具体的な人員配置の計画立案を検討されたい。	意見10	教育相談センター	142

第3 教職員の働き方(労働時間・給与・人事・研修等)

1 教職員の長時間労働

31	教職員の多忙化解消に向けた一層の取組推進	教育委員会による調査や本監査における実態調査によれば、平成30年度から令和2年度までの時間外在校等時間の状況は少しずつ改善傾向が見られるが、依然として長時間労働の実態は解消されていない。第3次多忙化解消行動計画の各取組の確実な実践とともに、学校現場からの声を踏まえた人的拡充(教職員・外部人材)及び業務改善(業務の精選・合理化・分担)に向けたより一層の努力が期待される。	意見11	学校人事課	148
32	過重な負担が避けられるべき教員への安全配慮	「教員、学校事務、栄養士等の過重労働対策のための医師面接指導」の記録によれば、心身の健康状態に鑑みて、過重な負担が避けられるべき教員においても、非常な長時間労働が行われていると思しき事例が見受けられた。教員の持ち帰り残業の実態把握も十分とは言えない状況である。	指摘21	学校、学校人事課	150
33	事務職員の時間外業務の管理	時間外勤務手当の支給対象となる事務職員において、時間外在校等時間と時間外勤務命令時間が乖離している状況が見られる。適正な労働時間の管理や労働に対する適正な給与の支払いという観点から望ましくないので、学校管理職が適正な労務管理を行うほか、教育委員会事務局も十分留意する必要がある。	指摘22	学校、学校人事課	151

2 給与・報酬等の支給事務

34	給与・報酬等の支払事務の遅延及び過誤	職員給与や委員報酬等の支払事務の遅延や過誤が散見される。実際の事例を基に事務処理の類型別に担当職員や決裁権者に注意すべきポイントを示すなどして、事務処理の遅延や過誤の未然防止を図ることが望まれる。	意見12	学校人事課、教育職員課	152
35	講師への報償費の支払遅延	総合教育センター主催の指導力向上研修(全5回)について、当初計画の第2回と第3回の間の日である令和2年7月29日に急ぎよ1回分が実施されたが、その分の報償費については令和3年1月28日に支払われた(本来支払われるべき時期より遅延した)という事案があった。	指摘23	総合教育センター	154

3 勤勉手当

36	条例の趣旨に沿わない勤勉手当の支給	職員の勤務成績及び勤務状況に応じて支給されるべき勤勉手当が、勤勉手当の趣旨とは無関係の過去の優秀適用実績を過度に重視して支給されている。具体的には、大半の職員が該当する人事評価3以上であれば、懲戒及び欠勤など勤務状況に問題がない限り、人事評価が3であれ4であれ、2年程度の期間で見れば同じような頻度で優秀(A区分)と評定される運用となっている結果、必ずしも本来の勤務成績を反映したものとなっていない。	指摘24	教育職員課	158
----	-------------------	--	------	-------	-----

37	不明確な支給方針の決定根拠	令和2年12月の勤勉手当成績率の決定に係る起案文書において、「優秀」区分の成績率について、規則で定める成績率の範囲のうち最低率と決定しているが、最低率とした決定理由等の記録がなく、決定根拠が不明確である。また、人事委員会から一定割合以上を「特に優秀」な職員とする旨の通知を受けているが、これに準拠せず一律に「特に優秀」を適用しないと決定した根拠も不明である。	指摘25	教育職員課	163
----	---------------	---	------	-------	-----

4 採用・管理職選考

38	学校現場における障がい者雇用	令和3年6月1日現在の新潟市教育委員会の障がい者任免状況については、全体の実雇用率が2.50%と法定雇用率2.5%を達成しているが、その内訳は、教育職員が1.22%、その他の職員が6.35%と事務局職員の占める比率が高くなっている。教育職員の割合が低いので、学校現場における障がい者雇用の一層の推進が期待される。	意見13	学校人事課	164
39	教員採用選考検査の民間面接員の選任方法	令和2年度実施の令和3年度新潟市立学校教員採用選考検査における個人面接を担当する民間面接員の選任(昨年度からの継続5名、新規5名の計10名)について、特定の教育委員1名に選任を依頼したうえで選任されていた。こうした選任方法の妥当性については、客観的にみた場合の「公正らしさ」という観点から疑問の余地があるので、今後の運用のあり方を再検討されたい。	意見14	学校人事課	165
40	講師の採用選考における模擬授業の実施	新潟市立学校の教員のうち講師の採用選考にあたっては、面接は行っているものの、正規教員の採用選考と異なり模擬授業は行っていない。児童・生徒の立場からみた「先生」としては同じであるので、講師の採用選考に際しても、講師の経歴等から必要と判断される場合には模擬授業を行うことを検討されたい。	意見15	学校人事課	166
41	管理職選考・人事のあり方についての説明責任	新潟市立学校における管理職の選考人事等において、教員の研修団体が不当な影響を与えているのではないかと疑いを一部で持たれている。監査人の確認した範囲では、そのような事実があると判断するだけの根拠は確認できなかったが、教員の採用努力を続けている状況において、そうした情報が就職意欲を損なうことがないよう、教員研修団体の管理職選考や人事への影響力の有無等について、適切な実態把握を行い、市民に対する丁寧な説明責任を果たすことが期待される。	意見16	学校人事課	167

5 研修

42	オンライン研修の満足度向上	令和2年度の教職員の研修については、新型コロナウイルス感染予防のためにオンラインによる研修の実施になったものがあつた結果、例年、全研修平均で参加者の90%前後が4段階の満足度A(最高レベル)を選択していたのが79.4%に低下した。オンライン研修のメリット(研修場所への移動時間や旅費の節約、オンライン授業の限界や効果的な技法の体得)もあるので、受講者の満足度が高くなるよう、オンライン研修の方法を工夫・研究されたい。	意見17	総合教育センター	170
----	---------------	--	------	----------	-----

第4 施設・備品・ICT関係

1 施設関係

43	競争入札回避のための分割発注	総合教育センターの2階及び3階の同一工期にかかる通信ネットワーク工事について、競争入札を避けて少額随意契約(見積合わせ)とするために、2階分(予定価格154万円)と3階分(同182万6000円)の2件に分割して同時に見積合わせを実施し、2件とも最低見積金額を出した同一業者との間で同日に2件の工事請負契約を締結した事案が見受けられた。	指摘26	総合教育センター	172
44	大規模改造事業における一者随意契約理由書の記載不備	令和2年度の大規模改造事業の一環として、木崎小学校大規模改造実施設計業務委託契約(請負金額10,846,000円)等について、新潟市建築設計協同組合を受注者として一者随意契約で締結されている。しかし、一者随意契約の理由とするものは、同協同組合が受注者として十分な資格・能力を有していることの説明でしかなく、地方自治法施行令の定める「その性質又は目的が競争入札に適しない」理由としては不十分である。	指摘27	施設課	173
45	市立小中学校の特定建築物定期点検業務委託の発注のあり方	市立小中学校の特定建築物定期点検業務の委託契約について、新潟市建築設計協同組合と一者随意契約により契約をしているが、一者随意契約の理由としては必ずしも十分なものは考えられないので、今後、競争入札の実施も含め他者に対する発注の是非について検討されたい。	意見18	施設課	175
46	各種契約書に貼付される印紙額の確認	新潟市が保管する各種契約書の中に、印紙税法に従った印紙の貼付がなされていないケースが散見された。貼付義務があるのは契約相手であるが、適切な印紙の貼付を促すよう働きかけることが法令遵守を求める立場からは望まれる。	意見19	施設課	177
47	要修繕箇所申告の不徹底	各学校において、施設における修繕を要する箇所があるにもかかわらず、必ずしも施設課に申告されていない状況が窺われる。予算上の制約から、優先度評価が十分高い要望に対しても補修・修繕が実施できていない現状があるとしても、施設課において各学校の補修・修繕の必要な箇所を適切に把握することは必要であるので、各学校に改めて申告の徹底を促されたい。	指摘28	施設課	178
48	学校の要修繕箇所への対応強化	実態調査によれば、学校内で要修繕箇所がある学校は全体の9割近くにまで及んでいる。財政的な考慮が不可欠であるとしても、児童・生徒の教育を受ける環境、教職員が働く環境として、学校施設が安全かつ良好な状態であることは最も基本的な要求であるから、現状を十分に把握し、必要な予算配分がなされることを期待する。	意見20	施設課	180
49	教育相談センターにおけるトイレ設備改修	教育相談センターのトイレは依然として和式の旧式トイレである。センター利用者の大半が児童生徒であることにも鑑み、学校施設エコスクール化推進事業により洋式便器(暖房便座付)の設置が進められている小中学校と同様に、同センター内のトイレの洋式化を検討されたい。	意見21	教育相談センター	180
50	土地賃貸借契約に関する事務分掌	過去の経緯から、新潟市江南区のA小学校の学級園用地等の賃貸借契約に関する事務を学校支援課が担っており、賃借料は学校支援課の事務局事務費の一部として予算計上されている。事務の性質に照らせば、学校園の賃貸借契約に関する事務については学校支援課から施設課への所管換を検討されたい。	意見22	学校支援課	182

51	建物台帳における評価額の未更新	各課が所管する建物については、建物台帳における建物の評価額を毎年更新し、更新された評価額を台帳に記入して管理することになっているが、評価額の更新が行われていない事例が散見された(例えば、教員住宅[南区西萱場]について記録されている建物台帳など)。	指摘29	教育職員課、地域教育推進課	182
52	学校敷地内における附属施設の帰属の不明瞭	令和2年度中に、小学校のグラウンド内において、ひまわりクラブを利用する児童がグラウンドで鬼ごっこをしていた際、グラウンド内に設置されていた野球ネットの支柱の老朽化によりネットが倒れ、児童が倒れたネット(支柱部分と思われる。)に接触し受傷する事故が発生したが、帰属が明確でなかったため、迅速な対応(撤去、改修等)ができなかったという事案が見受けられた。	指摘30	施設課	183

2 備品関係

53	備品台帳による備品管理体制の不備	新潟市が所有管理する備品については、備品管理システムにおいて一括管理がなされている(平成31年3月末にシステムの変更により全備品について新システムに移行されている)。備品台帳に記載のある備品を廃棄処分し、若しくは新規取得した際には、備品台帳の記載を修正・追記するものの、現存する備品と備品台帳の記載との定期的な確認・点検は近年実施していない実情が見受けられた。	指摘31	教育相談センター	185
54	備品管理シールの適切な貼付	令和元年度に新しい財務会計システムが導入された際、備品管理事務を所管する契約課から全備品に新しい備品番号のシールを貼るようとの指示がなく、旧システム下で貼付された備品シールが貼付されたままの状態が見受けられる。備品と備品台帳との突合により備品の点検管理を実施する場合には、適切な備品シールの貼付のあり方についても確認されたい。	意見23	教育相談センター	188
55	調理用具等の管理方法	調理室内の包丁等の危険性を有する物品についての個別管理(個数点検等)が実施されていない。個数点検を実施し、管理簿等を備え付けるなど、安全管理に努められたい。	意見24	教育相談センター	190
56	被服類の管理方法の見直し	新潟市は、学校に勤務する用務員、司書、養護師、調理員、栄養士等に対して貸与又は学校備付けの被服類の調達及び配付を行っており、被服類の発注を行う時期になると、発注数量を把握するために棚卸を実施して在庫数量を確認しているが、被服類の受払いや在庫数量を記録した管理簿は作成していない。被服類は相応の価値があるものなので、受払記録や在庫数を記載した管理簿を整備し、定期的に実地棚卸を実施することを検討されたい。	意見25	教育職員課	190
57	音楽教育設備整備事業の対象校の選定と事務分掌	音楽教育推進設備整備事業の対象校の選定に際して、学校が提出した音楽活動等に関する事業計画の評価結果が記録されおらず、評価根拠が不明瞭なまま、過去の設置状況に基づく優先順位によって対象校が選定されており、合理的な対象校の選定が行われていない。また、対象校の選定を行っている学校支援課ではなく、実質的に対象校の選定に関与していない学務課の事業として実施することで非効率的な事務フローとなっている。	指摘32	学校支援課、学務課	191

3 ICT関係

58	ネットワーク回線利用上の支障	GIGAスクール構想の下、児童生徒および教職員へのIT機器の配付が進み、学校内にLAN設備が配置されているが、ネットワーク環境が脆弱であり不都合が生じている実態が見受けられる。実態調査によれば、「回答日現在、ネットワーク回線の利用状況により、通信速度の低下等により利用に支障が感じられる時がありますか」との設問に対し、88%以上が「支障が感じられる時がある。」との回答であった。	指摘33	学務課	193
59	教職員のコンピュータ機器使用知識の向上	新潟市では、教職員が使用する教職員用コンピュータ等機器の保守業務のため外部事業者と機器保守業務委託契約を締結しているが、保守対応内容報告書をみると、極めて単純な事象で対応を求められている事案も見受けられた。教職員のICTに関する必要な知識の底上げと情報共有を図ることが期待される。	意見26	学務課	194
60	仕様書で定めた業務評価の不実施	教職員人事給与システム令和2年年末調整対応改修業務委託その他の契約の仕様書において、契約終了後に受託者の業務内容についてAからEランクにより評価を行い、記録の保存を行うものとしているが、受託者の業務内容に対する評価や記録を行っていない事例が散見された。	指摘34	教育職員課	195
61	仕様書で定めた成果物の未入手	教職員人事給与システム令和2年年末調整対応改修業務委託契約その他の契約の仕様書において、成果物として受注者に議事録等を作成させ納入させることになっているが、入手していない事例が散見された。また、新潟市学校ネットワーク機器等賃貸借及び保守業務契約その他の契約の仕様書において、受注者に対し成果物を電子文書と紙面文書の両形式で納入させることとしているが、紙面文書を入手していない事例が散見された。	指摘35	教育職員課	197
62	契約書の誤りによる変更契約	総合教育センターにおける所内LANサーバ及び執務用コンピュータ等機器の賃貸借契約について、契約書ひな型からの一部の条項の削除に伴い条数にずれが生じたことに気づかず契約を締結し、契約締結後相当期間が経過した後に誤りが発覚して変更契約を行った事案が見受けられた。	指摘36	総合教育センター	198

第5 保健・学校給食

1 保健

63	災害共済給付金の不服審査請求の周知	日本スポーツ振興センターから支給される災害共済給付金について、災害共済給付金の支払決定が出た場合、保護者に対しては、その旨を学校側から通知しているが、保健給食課が提供している「給付通知書(例)」においては、不服審査請求ができる旨の記載がされていない。保護者にも不服審査請求ができる旨を確実に周知すべきである。	意見27	保健給食課	200
64	契約書の訂正印の押印漏れ	児童生徒の尿検査業務の委託契約書において、1次検査の1件の金額が、「264円」であるところ、「246円」と誤った記載がなされていたにもかかわらず、訂正印等が押印されておらず、付箋で正しい金額が記載されているのみであった。	指摘37	保健給食課	201

65	契約終了後の業務評価の不実施	マスク、フェイスシールド、手袋、消毒液等の購入に関する仕様書において、「契約終了後、この契約に関しての業務評価をいたします。」との記載はあるものの、実際には業務評価の財務会計システムへの入力となされていない。今後は、適時適切に業務評価を行い、必要性が乏しいものについては仕様書から業務評価に関する項目を削除することも検討すべきである。	指摘38	保健給食課	202
----	----------------	---	------	-------	-----

2 学校給食

66	学校給食費の公会計化	学校給食費の公会計化により、教員の業務負担の軽減、保護者の利便性の向上、徴収・管理業務の効率化等が期待できるとされており、文部科学省も導入を勧めている。実態調査によれば、学校現場からの公会計化の要望も非常に強い。公会計化への移行を目指して、新潟市における公会計化の課題や実現プロセス等について具体的に検討されることが期待される。	意見28	保健給食課	204
67	学校給食の食材納入業者との契約条件の書面化	各学校において、学校給食の食材納入業者との間の契約条件が明確にされていない実情が見受けられる。学校給食費は基本的に私会計で取り扱われているため、食材業者との取引に際して契約書等の書類作成義務が一義的に課されているものではないが、食材業者との取引関係は継続的かつ相当金額に及ぶものであるから、基本的な契約条件を書面上に明確にしておくことが望まれる。	意見29	保健給食課	206
68	合意書の記載不備	「新型コロナ緊急対策事業（給食）」に係る食材業者との合意書についての清算条項に不備が見受けられた。具体的には、「本件に関し」との限定がないため、文言上は、当該業者と新潟市との間に他に一切の債権債務関係がないことになってしまっている。	指摘39	保健給食課	208
69	学校給食費の未納対応の不備	新潟市における学校給食費の未納児童・生徒数や未納金額の推移は概ね横ばいであり、未納率は政令市で最も少ない水準にある。学校給食費未納対策事業として、保護者からの食材費未納分について新潟市が公費で食材業者に直接支払って補てんする事業を行っている。後日、学校が未納給食費を保護者から回収した場合には、補てん額を公費に返還する。支払能力のある未納保護者に対しては、最終的には、民事訴訟法に基づき、新潟市が原告となり「支払督促」制度を活用した法的措置を行うこととされているが、平成29年度以降は法的措置の実績はなく、法的回収手段を実施するための体制が十分に整っているとは言えない実情にある。	指摘40	保健給食課	208
70	長期間にわたる一者随意契約	新潟市中学校スクールランチ事業調理配送業務委託（A・B・Cブロック）、新潟市立高志中等教育学校スクールランチ調理等業務委託について、極めて長期間にわたり一者随意契約が継続されている（前者は平成15年から、後者は平成21年から業務委託を開始）。一者随意契約とする相応の理由があるとしても、それが長期間にわたり半永久的となってしまうことは適当ではないので、一定の時点をもって他者の参入機会が検討されるべきである。	指摘41	保健給食課	210

71	事業者団体に対する一者随意契約	新津東部、新津西部学校給食センター事業系一般廃棄物収集運搬業務委託、秋葉区内所在の各小中学校の枝葉収集運搬処分業務委託において、当該地区における一般廃棄物収集運搬業の許可業者が複数あるにもかかわらず、許可業者すべてで構成する事業協同組合との間で一者随意契約がなされていた。しかし、独占禁止法の趣旨に照らしても、競争排除を容認する一者随意契約とすることは適当ではない。	指摘42	保健給食課、施設課	212
72	最低制限価格の運用	A小学校・B小学校に係る給食調理等業務委託契約の指名競争入札において、入札参加した5者中4者（給食業務の受託実績あり）が最低制限価格を下回った結果、最高値の入札参加者が落札した。労働集約型業務委託であっても、最低制限価格の設定方法については実際の入札状況に応じた変動型とするなど、競争入札の趣旨を活かした運用が望まれる。	意見30	保健給食課	213
73	委託業者の施設使用時間帯の問題	A小学校の給食調理等業務委託仕様書の施設使用時間が「8:15～16:45」となっており、受託業者の提出した業務計画書においても同様となっていたにもかかわらず、作業が間に合わないためという理由で勤務時間が徐々に早くなり、7時に学校に到着し、7時20分から調理室で作業をしていたという事案が見受けられた。	指摘43	保健給食課	215
74	委託業務履行届の訂正方法の不備	新潟市黒埼学校給食センター給食調理・配送等業務委託について、受託業者から提出されるべき委託業務履行届の「当月の確定給食総数」欄が手書きで訂正され、栄養職員の訂正印が押印されていた。	指摘44	保健給食課	215
75	学校給食の衛生管理上の問題	給食施設の不備・破損や食器の洗浄等の衛生管理について、問題点が指摘されている事例が散見された。一例として、令和2年7月実施の新津東部学校給食センターの学校薬剤師による検査においては、設備の不備・破損のほか、食器への澱粉や脂肪の貯留について指摘を受けている。	指摘45	保健給食課	216
76	誤配・誤食の未然の防止	食物アレルギー対応について、いずれも管理指導表等で学校側で児童・生徒がアレルギーを有することを把握していたにもかかわらず、確認不足等により、児童・生徒がアレルギーを有する食品等を飲食してしまった事例が散見された。誤配・誤食の未然の防止ができるよう、配膳時及び食事開始前に確認を行う等、確認方法を工夫されたい。	意見31	保健給食課	216

第6 地域教育

1 子どもふれあいスクール事業

77	事業費に係る証拠書類の不備	事業費の証拠書類として入手している納品書の宛名が「〇〇学校」とだけ記載されているものや、運営主任との兼務者である地域教育コーディネーター宛となっているものを証拠書類として支払いが行われていた。また、物品等の納入が行われた場合、発注者と検取者が確認し、入手した納品書上に確認印を押印することとしているが、確認印の押印がない納品書を証拠書類として支払いが行われていた。	指摘46	地域教育推進課	219
----	---------------	--	------	---------	-----

78	委託先における支出内容の確認不足	新潟市は、子どもふれあいスクール事業を外部に委託する契約において、受託者に対して委託料に係る支出の内訳を明らかにした領収書又はその写しを委託期間終了後に提出させ、承認後、委託料の精算残金があればこれを返還させることにしているが、領収書又はその写しを入手していない事例が見受けられた。また、受託者から提出を受けた収支決算書の検証が不十分なまま委託料の精算が行われている事例が散見された。	指摘47	地域教育推進課	220
----	------------------	--	------	---------	-----

2 学校開放事業

79	使用料の徴収方法の見直し	令和2年度学校施設利用料について、令和2年7月21日時点で未納のある46団体に督促状を発行し、その後も納入が確認できるまで個別に対応を続けるなどしている。少額の使用料の未納に対応するための事務負担が大きく非効率的であるため、使用料等の納付が確認できた場合に限り、施設の利用を許可する方式に見直すことを検討されたい。	意見32	地域教育推進課	221
80	定期的な使用料の見直し	平成24年4月1日に新潟市立学校の施設の開放に関する使用料条例が施行されて以来、使用料の改定を行っていない。学校開放事業のように、受益者が特定されているものについては、学校施設を利用する者に、受益の範囲内で使用料を負担してもらうべきだが、利用者に負担してもらう使用料の金額は、経済情勢や事業費などの変化を考慮して定期的に見直す機会を設ける必要がある。	意見33	地域教育推進課	222
81	合理性を欠く実費計算	学校に設置している陶芸窯（現状、学校ではほとんど使用しておらず、主に学校開放事業のために使用されているもの）を、学校開放により利用させる際に徴収する実費の計算において、ガス代のみを実費とし、より多額である陶芸窯の保守点検費用を考慮していないのは、実費の計算として合理性を欠いている。	指摘48	地域教育推進課	223
82	不適切な履行届書及び請求書	中学校の学校開放事業に関連して締結した新潟市学校開放事業鍵管理業務委託契約で業務を委託している新潟市が、本来は受託者が作成して提出すべき請求書を作成し、受託者には確認と押印のみ求めていた。また、小学校の学校開放事業に関連して締結した新潟市学校開放事業自主運営業務委託契約の受託者から提出を受けた履行届書の記載内容に誤り等があっても訂正を求めずに、正しい内容は聞き取りのみ行い、受理していた。	指摘49	地域教育推進課	224

3 入徳館野外研修場

83	入徳館野外研修場の今後のあり方	昭和54年に体育施設として建設された入徳館野外研修場は、施設の老朽化や代替施設となる芸術創造村・国際青少年センター（ゆいぽーと）の開館に伴い、利用者が減少していることから施設のあり方が検討されているが、地元などの存続要望があり、令和2年度は現状維持の状況にある。入徳館野外研修場の今後のあり方を検討されたい。	意見34	地域教育推進課	226
----	-----------------	--	------	---------	-----

第7 教育委員会全般

1 新潟市教育ビジョン

84	新潟市教育ビジョンの施策評価のフィードバック	令和3年9月作成の「教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価報告書(令和2年度対象)」における施策評価において、進捗状況の評価が「指標を下回った」項目(市の目安とする家庭学習時間(60分)を達成した児童(小6)の割合、肥満傾向の児童生徒の割合、食育指導者の派遣校数、地場産農林水産物の使用率、市立図書館の児童書貸出冊数、各研修講座における参加者の満足度等)、「指標を大きく下回った」項目(学習支援ボランティア派遣人数、登下校時における防犯対策に関する「地域の連携の場」を開催した学校の割合)については、評価を踏まえた施策の見直しが具体的になされることが期待される。	意見35	教育総務課	228
----	------------------------	--	------	-------	-----

2 教育委員会会議

85	教育委員会会議の非公開部分の会議録の不作成	令和2年度の教育委員会会議(定例会及び臨時会)に関して、公開部分については会議録が作成され、新潟市ホームページにて公開されているが、非公開部分については会議録自体が作成されておらず、不作成についての委員の同意も記載されていないかった。	指摘50	教育総務課	229
----	-----------------------	---	------	-------	-----

3 教育委員会事務局職員の働き方

86	教育委員会事務局職員における時間外勤務状況	令和2年度における教育委員会事務局全体における時間外勤務の実施状況は、月100時間以上時間外勤務をした人数が8人(前年比+6人)、月45時間以上100時間未満の時間外勤務をした人数が174人(前年比+54人)であった。教育委員会事務局職員においても、より積極的な業務改善を行い、時間外勤務を削減することが期待される。	意見36	教育総務課	230
----	-----------------------	--	------	-------	-----

4 教員による体罰・不適切な言動等

87	体罰、不適切な言動等の定義・処分基準	新潟市教育委員会の採用する「体罰」「不適切な言動等」等の用語例は、文部科学省の体罰の定義とも異なる独自のものであるが、必ずしも一般には理解しやすいものではないと思われる。また、「いじめ」や「不適切な言動」に関する職員の懲戒処分基準についての妥当性についても、他の自治体の教育委員会のものと比較する等して検証がなされるべきである。	意見37	学校人事課	232
----	--------------------	--	------	-------	-----

5 部活動関係

88	部活動を目的とした越境入学の抑止	中学校の部活動において、生徒が部活動の寮のような形で同一のアパートの一室で生活したり、同一の運動部に相当数の学区外からの転居に伴う転入生がいたところ、外部コーチが強いチームを作るため有力選手の勧誘をしたことを認めたという事案が見受けられた。部活動に伴う生徒の住所異動を促さないように、外部指導者に対する注意喚起をすることが望まれる。	意見38	学校、 学校支援課、 学務課	236
----	------------------	--	------	----------------------	-----

6 契約事務

89	地域内発注を理由とする一者随意契約	小中学校入学予定者への入学通知はがきの印刷請負業務について、当該業務を行いうる機械設備等を有する市内業者が1者であることを理由とした一者随意契約がなされていたが、市内業者優先を定める条例や要綱は、地方自治法施行令に反しない限度で効力を有するに過ぎないことから、市内に唯一の業者であることのみをもって一者随意契約の理由とはならない。	指摘51	学務課	238
----	-------------------	---	------	-----	-----

7 情報資産台帳

90	情報資産台帳を使用した情報資産管理体制における不備	教育職員課及び地域教育推進課における情報資産台帳として提示された書類を閲覧したところ、作成日付が不明なエクセル資料が1枚存在しているだけで、情報資産の状況が定期的に把握されているとは言えない状況にあり、その記載内容も漠然としており(例えば、情報資産名を庶務関係、予算関係、決算関係、議会関係などと記載するだけ)、具体的な情報資産が特定されておらず、情報資産台帳による情報資産の管理が実質的に行われているとは言えない状況であった。	指摘52	教育職員課、 地域教育推進課	240
----	---------------------------	--	------	-------------------	-----

8 植物資料室事業

91	植物資料室事業の方向性	植物資料室の保管する「池上標本」は、新潟県などの雪国の植物を主体に全国及び国外の標本も含め、その数は全国の施設で10番目前後、蘚苔植物は全国で4番目、既に絶滅したものや入手困難のものも含まれて学術的に貴重なものとされている。標本整理は現在も進捗中であり、すべて終わるのは現在の体制で60年程度と想定されている。過去に鳥屋野潟南部開発計画の中で「植物園」を整備し、その中に池上標本を展示する構想があったが最終的に計画は白紙となり、現状においても具体的な活用方法が方針化されていない。中長期的な方向性を打ち出していくことが望まれる。	意見39	総合教育センター	241
----	-------------	--	------	----------	-----

第9 総括的意見

1 学校現場における私会計の整理

教職員が本来の教育業務に注力するための方法論の一つとして、保護者からの諸校費（預り金）の徴収・管理・支払いといった私会計をできる限り整理していくことが挙げられている。

その場合の方向性としては、保護者と業者との直接のやりとりに変更することと、公会計化という正反対のベクトルのものがあるが、諸校費（預り金）の性質に応じて自ずと方向性は定まってくるものと思われる。

学校財務に関する実態調査によれば、学校現場において、学校給食費の公会計化を望む声の大きいことが分かった。また、未納金の管理・回収に負担感を感じている学校も少なくない。過去の不祥事事例を見ると、未納金の回収ができないことを発端に預り金の不適切な処理に走った事例も見受けられる。公会計化は、これらの問題解決の一助となりうる。

他方で、公費による学校配当予算の執行手続における事務負担も小さいものではない。学校発注の物品等について、現在の学務課のチェックを経て会計課が支払うという手続きにあっても、スケジュール的な負担が大きく、その緩和を求める声が強い。

公会計化に際しては、教育委員会事務局側の受け皿も問題となる。例えば、学校給食費の公会計化を実現するためには、保健給食課の人員体制の拡充やシステムの整備が欠かせない。学校現場と教育委員会事務局との間で十分な意見交換を行って、合理的な役割分担という観点から検討されることが望まれる。

2 教職員の働き方改革

新潟市教育委員会は、「第3次多忙化解消行動計画」のもと、「協働・分担」による35の具体的な取組を掲げており、教職員の時間外在校等時間は徐々に減少している。

それでも、令和2年度において、月あたり時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合は73.7%、年間の時間外在校等時間が360時間以下の教職員の割合は43.9%、月あたり平均時間外在校等時間は33時間01分という状況である。

学校財務に関する実態調査では、これまで各学校において、校務分掌の見直し、会議の見直し、業務内容の見直し、ノー残業デーの設定、校時表の見直し、部活

動の見直しを始めとした様々な取組がなされていることが確認できた。

そのうえで、学校現場においては、教職員の増員や教職員以外の人的支援の拡充を求める声が強いことが窺われたが、財政上の制約や人材採用の困難性からすれば、それほど容易に実現される現状にはないものと思われる。

より一層の事務の精選・合理化・簡素化が求められるが、学校現場だけで解決できないことも多いことから、ここでも教育委員会事務局との十分な意見交換により、一つずつ改善していくことが望まれる。

他方で、心身の状態から過重な負担が避けられるべき教員の長時間労働や、事務職員の時間外労働の管理状況については、速やかに是正される必要がある。

また、勤勉手当の運用の状況を見ると、勤勉手当の制度趣旨が十分に実現しているとは評価し難い。教育委員会に限られた運用ではないのかもしれないが、監査人としては、効率よく適正な業務を行った職員に対して相応の処遇で応えることは、適正な働き方にも繋がるものと考えている。

3 学校施設の修繕等

学校財務に関する実態調査によれば、学校内で修繕を要する箇所が存在する学校は、168校中149校に上り全体の9割近くにまで及んでいる。

この中には、雨漏りを筆頭に施設利用に支障が生じるものも多数含まれているが、予算上の制約から優先順位をつけて工事を行っているというのが現状である。

児童・生徒が教育を受け、教職員が働く環境として、学校施設が安全かつ良好な状態であることは最も基本的な要求であると言える。現状を十分に把握し、必要な予算配分がなされることを期待したい。

ところで、本報告書においては、新潟市発注の契約事務に関して、一者随意契約や入札における最低制限価格等のあり方に度々言及している。財政状況が厳しい中であるからこそ、公正かつ経済的であるべき契約事務の原則に立ち返るべきであるというのが、その意図するところである。

もとより、雇用と納税を通じて地域に貢献する市内事業者を受注機会を確保することの重要性に異を唱えるつもりはないが、そのことと一者随意契約により競争性を排除することとは別次元の話である。また、適切な事業者であっても、長期間にわたり一者随意契約を継続するのではなく、どこかの時点で他の事業者の参入機会を与えるべきである。適切な参入機会を与えたうえであれば、同一事業

者との契約継続自体を問題視するものではない。

令和2年度は、未曾有のコロナ禍の中で、GIGAスクール構想の実施が前倒しとなり、巨額の国費も投入されて全小・中学校への1人1台の学習用端末（タブレット）が配備され、学校内のインターネット接続環境の整備も進められた。

ところが、学校財務に関する実態調査では、令和3年11月下旬の時点で、88%以上の学校において、ネットワーク回線の利用状況により、通信速度の低下等により利用に支障が感じられる時があるという実情が判明した。これについては、令和3年度中に対策がとられるということである。他方、学校現場から新潟市の財務会計システムに入力が集中する際にサーバが重いという問題は残っている。

4 保護者や地域の理解

周知のとおり、日本社会の急速な少子化と人口減少が進んでいる。また、デジタル社会の進展だけでなく、社会における様々な物事の捉え方（社会通念）やルールに対する姿勢（規範意識）も変化し、かつ多様化している。

少子化による児童・生徒数の減少、それに伴う学級数の減少、ひいては小・中学校の統廃合の問題は、将来にわたって避けて通ることができない。

令和3年12月16日の新潟市議会総務常任委員会では、新潟市が令和3年度中の改定を目指す公共施設再編の基本方針「財産経営推進計画」について、財産活用課から小学校の統合による再編などの地域別の議論を進めるための叩き台の案が示された。もとより再編ありきではなく、あくまでデータや叩き台を示して地域住民との合意形成を図りながら最適な方法を見いだしていくという教育委員会の従来からの基本方針とは変わらない。

学校の統廃合に伴う通学負担の増加に対しては、スクールバスの運行や通学費用の援助といった現在も行われている通学支援の対象となることが考えられる。

部活動の地域移行は、教職員の働き方改革における検討課題として取り上げられているが、学校と地域の役割分担としても捉えられる。文部科学省は、令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないことや、他校との合同部活動や地方大会・コンクールの整理等の合理的で効率的な部活動の推進を掲げている。

これらの変革は、保護者や地域社会に対する丁寧な説明と理解を得ながら進めていく必要がある。

新潟市の学校は、未来を担う子どもの豊かな成長を「地域総がかり」で支える仕組みであるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入し、「地域とともにある学校」づくりを進めてきたが、令和4年度からは全校で導入する予定としており、そうした取組にも期待したい。

5 新潟市の教育の特色

初等・中等教育については、全国一律の学習指導要領に準拠して行われていることから、地域における教育の独自性は目立ちにくい面がある。

そうした中、新潟市の特色ある教育としては、市内すべての小学校で、授業に農業体験を取り入れた「アグリ・スタディ・プログラム」が実施されていることや、「地域と学校パートナーシップ事業」として、地域教育コーディネーターが中心となって、学校（学）と公民館や図書館などの社会教育施設（社）、地域（民）がネットワークをつくり、地域ぐるみで子どもの学びと成長を支える「学・社・民の融合による教育」が実践されていることが挙げられる。

また、全国学力状況調査における平均正答率（国語・算数）は、新潟市内の小学6年生、中学3年生のいずれにおいても、新潟県及び全国（公立）の平均値を上回っている（他方で、授業時間以外の学習時間が少ない傾向がある。）。

同時に行われる学習状況等の調査においても、地域活動への参加、ICT活用の先進的取組、支持的風土の醸成といった面において、評価できる回答結果が出ている。フッ素洗口の実施等により児童・生徒のむし歯の罹患率や本数も少ない。

新潟市教育ビジョンが掲げる「これからの社会をたくましく生き抜く力の育成」について、一定の成果は出ているものと思われる。

現在、新潟市教育委員会は、「にいがた共育通信」を新潟市ホームページとTwitterで公開し、学校教育や社会教育にかかわる情報を広く市民に伝えている。新潟市が目指している「暮らしやすい」「選ばれる都市」であるためにも、こうした情報発信によって、新潟市の教育を伝える努力を続けていただきたい。

以上

【報告書の構成】

- 第1部 包括外部監査の概要
 - 第1 監査の種類
 - 第2 選定した特定の事件
 - 第3 特定の事件の選定理由
 - 第4 外部監査の対象及び監査方法
 - 第5 外部監査の実施時期
 - 第6 外部監査人補助者の職・氏名
 - 第7 外部監査人と選任した特定事件との利害関係
- 第2部 新潟市の教育の現状
 - 第1 統計からみた新潟市の教育
 - 第2 新潟市教育ビジョン
 - 第3 新潟市の教育関係機構
 - 第4 新潟市の教育関係の例規等
 - 第5 新潟市の教育関係支出
 - 第6 令和2年度の教育関係事業の概要
- 第3部 学校財務に関する実態調査
 - 第1 調査の概要
 - 第2 調査の結果
- 第4部 監査の結果及び意見
 - 第1 学校現場の財務事務
 - 第2 児童・生徒に対する経済的・教育的支援
 - 第3 教職員の働き方（労働時間・給与・人事・研修等）
 - 第4 施設・備品・ICT関係
 - 第5 保健・学校給食
 - 第6 地域教育
 - 第7 教育委員会全般
- 第5部 まとめ
 - 第1 指摘及び意見の要旨
 - 第2 総括的意見
- 第6部 巻末資料 ～学校財務に関する実態調査より～